平成２８年（フ）第７号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割81番地25
債務者　竹高　久子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第８号
岩手県二戸市福岡字大明神平54番地３　ひまわり荘１号室
債務者　武部　光太
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第６７号
群馬県伊勢崎市宮子町2951番地
債務者　川井まゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
群馬県伊勢崎市末広町183番地　メゾン・ドK101
債務者　荒牧紀代子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田841番地
サンヴィレッジＢ棟
債務者　萩原　広宣
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1247番地１
債務者　木暮　　潤
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場337番地２
債務者　清水　秀明
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５２号
群馬県高崎市箕郷町生原364番地１　セジュール箕郷Ｂ102号
債務者　北村　　肇
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３２号
静岡県裾野市富沢110番地　テクトーン202、前住所神奈川県小田原市荻窪758番地の３ハイム駒形201号
債務者　浅尾　秀之
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
京都市西京区大原野上里南ノ町112番地１
債務者　金本美都子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
岡山県久米郡美咲町打穴中1150番地24、前住所兵庫県姫路市余部区上余部707番地１
債務者　山崎　　晃
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１４号
福岡県大牟田市宮山町８番地１
債務者　小島久美子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１２１２号
千葉県船橋市丸山４丁目27番25号
債務者　黒木　　健
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６０号
愛知県春日井市玉野町1757番地１
債務者　田中　美帆
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８５号
愛知県春日井市桃山町３丁目86番地　ガーデンベル105号、従前の住所愛知県春日井市気噴町北２丁目95番地　不二ハイツＢ－104号
債務者　毛利　　稔
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
滋賀県近江八幡市西生来町721番地、前住所滋賀県草津市馬場町207番地138
債務者　一柳芳樹こと　ＩＴＩＹＡＮＡＧＩ　ＴＯＭＥ　ＹＯＳＨＩＫＩ
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部